公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２７年（へ）第６号

京都府京都市下京区柳馬場通松原下る忠庵町301番地
申立人　城内　裕太
権利を争う旨の申述の終期　平成28年１月７日
平成27年10月７日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　Ｒ074791
金額　349,153円
支払人　京都銀行東山支店
支払地　京都市
振出日　平成27年６月22日
振出地　京都市
振出人　株式会社村上幸　代表取締役　村上　増幸
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第５号

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜４丁目18番39号
申立人　有限会社ＴＯＳＩ技研
代表者取締役　原田　俊哉
権利を争う旨の申述の終期　平成28年１月６日
平成27年10月６日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＬＬ026793
金額　118,809円
支払期日　平成27年６月20日
支払地　大阪府門真市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行門真支店
振出日　平成27年２月20日
振出地　大阪府四條畷市
振出人　サン電子工業株式会社　代表取締役　佐藤　秀彰
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２７年（家）第４４６７号

東京都中央区銀座４丁目10番16号　シグマ銀座ファースト６階
申立人　前田　直実
本籍兵庫県尼崎市西難波町２丁目14番、最後の住所東京都世田谷区成城６丁目32番４号
不在者　前田　巖
昭和35年２月12日生
届出期間満了日　平成27年12月24日
東京家庭裁判所

失踪宣告

平成２７年（家）第３３０号

本籍横浜市戸塚区柏尾町1007番地、最後の住所横浜市神奈川区六角橋５丁目13番37号第２松葉荘202号
不在者　森　正治
昭和31年７月24日生
平成27年10月３日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第１５２３号

本籍大阪府大阪市北区豊崎３丁目５番地、最後の住所大阪市大淀区豊崎東通２丁目10番地
不在者　小出　雅昭
昭和16年10月９日生
平成27年10月７日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２７年（へ）第５０号

岡山市北区下中野312番地の102
申立人　株式会社ヤマシタ
代表者代表取締役　山下　英一
権利を争う旨の申述の終期　平成27年10月７日
平成27年10月８日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＡ66640
金額　4,520,769円
支払期日　平成27年６月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行大阪営業部
振出日　平成27年３月16日
振出地　大阪市
振出人　北恵株式会社　代表取締役　北村　良一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第９９号

鳥取県倉吉市清谷町１丁目82番地
債務者　有限会社岸田建設
代表者代表取締役　岸田　祐一
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾西　正人
４　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月22日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２１３号

岡山県笠岡市十一番町７番地14
債務者　二川　俊光
１　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木浩史
４　破産債権の届出期間　平成27年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６９号

松江市八束町亀尻285番地２
債務者　森脇富美男
１　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福島　薫
４　破産債権の届出期間　平成27年11月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５１号

石川県かほく市木津ニ125番地１
債務者　紺谷　司
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向峠　仁志
４　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６５号

新潟県長岡市高見町125番地１　コーポ堤岡202号室、旧住所徳島県徳島市南昭和町５丁目53番地の３
債務者　富永　覺
１　決定年月日時　平成27年10月14日午後１時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松宮　英人
４　破産債権の届出期間　平成27年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
徳島地方裁判所民事部